

海田市駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
216	海田市(R7)3号建物LPガスメーター等取替	陸上自衛隊海田市駐屯地	8.3.31	7.11.26	7.12.10 09時00分	7.12.10 09時00分	無し	市価調査書期限 7.12.3 13時00分
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒736-0053
住所: 広島県安芸郡海田町寿町2-1
契約機関名(担当): 陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 市丸
電話番号(内線): 082-822-3101(内2342)
FAX番号: 082-823-4226

※中部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) の実施要領を確認の上、お問い合わせください。

市場価格調査書

件名リストー連番号	216
-----------	-----

金額 \yen

総品目総額
(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
海田市(R7)3号建物LPガスメーター等取替	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地		納期	8.3.31	
契約保証金		免除	見積書有効期間		

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努めるため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。上記の市場価格調査表に金額をご記入の上、FAXでご返信お願いします。

FAX:082-823-4226

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

見 積 書

件名リストー連番号	216
-----------	-----

見積金額 **¥** _____

総品目総額
(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規格	単 位	数 量	単 価	金 額
海田市(R7)3号建物LPガスメーター等取替	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地		納期	8.3.31	
契約保証金	免除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 2
役 務 名 称	海田市 (R 7) 3号建物 LPガ スメーター等取替	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年11月19日
		変更年月日	令和 年 月
		作成部隊等	海田市駐屯地業務隊
<p>1 場 所 広島県安芸郡海田町寿町2番1号 陸上自衛隊海田市駐屯地 3号隊舎北側プロパンガス庫内</p> <p>2 期 間 契約締結日から令和8年1月30日</p> <p>3 概 要 (1) ガスメーター取替 【既存】EA4MT-2 ⇒ 【新】愛知時計EBA10 1台 (2) 調整器取替 【既存】AXS-10B ⇒ 【新】ITO AX-20B-6JTH 1台 (3) ガス漏洩検査 1式</p> <p>4 一般事項 (1) 適用基準等 本取替は、本仕様書によるほか、使用メーカー及び公共工事標準仕様書に定めるところに従い誠実に行うものとする。 また、これに定めのない事項については、係官との協議による。 (2) 安全確保 本取替により施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業を実施するものとし、万が一破損させた場合は、速やかに係官に報告するとともに、請負者の責任において速やかに原形に復旧すること。 (3) 作業写真 撮影要領は、「工事写真の撮り方 改訂第3版建築設備編」を参考とすること。 (4) 発生材の処理 請負者は、役務により生じた金属類については、指定の場所に整理のうえ、発生材報告書及び発生材置場の状況写真を添えて係官に提出する。 (5) 産業廃棄物の処理等 本取替により発生する産業廃棄物の処分は、「産廃物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適切に処分する。 (6) 主要材料 本取替に使用する資材は本仕様書に適合するものとし、すべて新品とする。</p>			

役務件名	海田市(R7)3号建物LP ガスメーター等取替	仕様書番号	2/2
<p>5 特記事項</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 本取替は液化石油ガス整備士の有資格者が実施すること。(2) 取替後、ガス漏洩検査を実施し、結果を写真等で提出すること。(3) 撤去したガスメーター、調整器は官側に引き渡すこと。 <p>6 検査</p> <p>本取替完了後、必要書類提出時に検査官による検査を実施し合格をもって完了とする。</p>			